

岐阜県公報

第二千三百五十一号
平成二十四年六月五日

(火曜日)

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 三七三
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 三七四
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 三七六

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 三七八
- 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 三七八
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 三七八
- 指定自立支援医療機関の指定の取消し (同) 三七九
- 土地改良事業計画の変更の適当の決定 (農地整備課) 三七九
- 土地改良区の定款の変更認可 (中濃農林事務所) 三七九

正誤

- 資金管理団体の異動事項の公表中訂正 (法務・情報公開課) 三八〇
- 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 三八〇

告示

岐阜県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	太田屋線	美濃加茂市新池町二丁目七六番一地从先から市太田町一六番一地从先まで	前A	三〇.〇	九七.〇	Aは、Bに及ぶ関係を示す図表を参照
		美濃加茂市新池町二丁目七六番一地从先から市太田町一六番一地从先まで	後A	三〇.〇	九七.〇	Aは、Bに及ぶ関係を示す図表を参照
		同	後B	一六.〇	一〇七.〇	Aは、Bに及ぶ関係を示す図表を参照

岐阜県告示第二百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北屋敷	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カガミ石1	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カガミ石2	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サルヤ	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天王山	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬坂1	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬坂2	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤倉1	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪井	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野函	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜屋敷	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ヒシケ洞	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷山	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小山1	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大性寺	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
智勝院	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香林寺山	山県市上願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

神明洞	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙洞寺	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
溝洞	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富山沖1	山県市小倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤倉2	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
床の洞	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷神社	山県市小倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木数ヶ洞	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋	山県市洞田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オシカ洞山	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イチノセ山	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢洞	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
半畑	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
龍興寺山	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺山	山県市上願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南山	山県市上願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西の洞	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤尾	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太田影2	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長滝	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
若宮	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中島	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池之洞	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棕ノ木	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カネバ水元	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生原1	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

若宮谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
大地屋敷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
鑄ヶ谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
宮の洞	山県市掛	次の図のとおり	土石流
坂洞山	山県市上願	次の図のとおり	土石流
東沖	山県市上願	次の図のとおり	土石流
藤倉	山県市藤倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北屋敷	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カガミ石1	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カガミ石2	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
サルヤ	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天王山	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬坂1	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

馬坂2	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤倉1	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪井	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野函	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜屋敷	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ヒシケ洞	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷山	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小山1	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大性寺	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
智勝院	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
香林寺山	山県市上願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明洞	山県市大門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仙洞寺	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
溝洞	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富山沖1	山県市小倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤倉2	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
床の洞	山県市藤倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷神社	山県市小倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木数ヶ洞	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋	山県市洞田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
オシカ洞山	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
イチノセ山	山県市長滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢洞	山県市平井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
半畑	山県市松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
龍興寺山	山県市掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺山	山県市上願	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ほし洞	岩洞	中ヶ洞	富山沖2	南洞	西洞1	東山	黒坪山	小山2	太田影1	庄洞	小市	原口	生原3	生原2	生原1	カネバ水元	棕ノ木	池之洞	中島	若宮	長滝	太田影2	赤尾	西の洞	南山
山県市藤倉	山県市藤倉	山県市藤倉	山県市小倉	山県市小倉	山県市小倉	山県市上願	山県市上願	山県市松尾	山県市掛	山県市松尾	山県市松尾	山県市松尾	山県市松尾	山県市松尾	山県市松尾	山県市長滝	山県市長滝	山県市長滝	山県市平井	山県市平井	山県市長滝	山県市掛	山県市大門	山県市大門	山県市上願
次の図のとおり																									
急傾斜地の崩壊																									
釜ヶ谷	千号寺	深山谷3	深山谷2	深山谷1	小屋ヶ洞	小市洞	ゲンゲイジ谷	荒屋谷2	荒屋谷1	炭小場	作ノ平	木数ヶ洞谷	小山後	長名洞	宮下	藤倉一沢	清水洞	溝洞谷	洞谷	矢洞川	柿之木畑	洞山	西洞4	西洞3	西洞2
山県市長滝	山県市長滝	山県市長滝	山県市長滝	山県市長滝	山県市松尾	山県市松尾	山県市洞田	山県市小倉	山県市小倉	山県市長滝	山県市平井	山県市松尾	山県市松尾	山県市長滝	山県市長滝	山県市藤倉	山県市藤倉	山県市松尾	山県市掛	山県市平井	山県市長滝	山県市長滝	山県市小倉	山県市小倉	山県市小倉
次の図のとおり																									
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊																						

ミソレ谷	山県市長滝	次の図のとおり	土石流
釜ヶ谷支川	山県市長滝	次の図のとおり	土石流
矢洞谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
西ヶ谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
若宮谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
大地屋敷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
鑄ヶ谷	山県市平井	次の図のとおり	土石流
宮の洞	山県市掛	次の図のとおり	土石流
坂洞山	山県市上願	次の図のとおり	土石流
東沖	山県市上願	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年五月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ多胎ネット
- 三 代表者の氏名 糸井川 誠子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市市之倉町一三丁目八三番地の五三六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、多胎妊婦を含む多胎児を持つ家庭（以下

「多胎家庭」という）に対して多胎育児支援に関する事業を行い、多胎家庭の福祉に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
グリーン薬局 久美愛病院前店	高山市上切町三二七の一	精神通院	平成二四・六・一
明正堂薬局	羽島市竹鼻町狐穴一五六八	精神通院	平成二四・六・一
スズキ薬局 高山インター店	高山市中切町四七の一	精神通院	平成二四・六・一
かかみの中央薬局	各務原市蘇原東島町四丁目九の二、一〇の二	精神通院	平成二四・六・一
ひるい調剤薬局	大垣市青墓町一の一三三の二	精神通院	平成二四・六・一
貴船薬局 坂戸店	可児市坂戸八一八	精神通院	平成二四・六・一
太平調剤薬局 緑町店	瑞穂市本町一〇一八の一	精神通院	平成二四・六・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
岐阜県厚生農業協同連 合会 久美愛厚生病院	高山市中切町一番地一	精神通院	平成 二四・五・一

(指定訪問看護事業者等)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
公益社団法人岐阜県 看護協会 各務原訪問 看護ステーション	各務原市那加桜町一の五九	精神通院	平成 二四・四・一
公益社団法人岐阜県 看護協会 上宝訪問 看護ステーション	高山市上宝町本郷五五〇番地	精神通院	平成 二四・四・一
公益社団法人岐阜県 看護協会 古川訪問 看護ステーション	飛騨市古川町若宮二のの六六	精神通院	平成 二四・四・一
公益社団法人岐阜県 看護協会 下呂訪問 看護ステーション	下呂市森八八三の一	精神通院	平成 二四・四・一

指定自立支援医療機関の指定の取消し

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十八条の規定による指定自立支援医療機関の指定を取り消したので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年月日
----	-----	-----------------	-----------	-----

加納クリニック

岐阜市藪田南一の四の七

心療内科

精神通院

平成
二四・七・一

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
色目川沿岸土地改良区	色目川沿岸地区	養老町役場	平成二四・七・一から 二四・七・三まで

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
曾代用水土地改良区	平成二四・五・二三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 東 部 土 地 改 良 区	平 成 二 四 ・ 五 ・ 二 三

正 誤

(校正誤り)

平成二十四年四月二十七日第二千三百四十一号 資金管理団体の異動事項の公表(岐阜県選挙管理委員会告示第三十七号) 二七七頁上段後から十三行目中「第十九」は、「第十九条」の誤り。

(校正誤り)

平成二十四年四月二十七日第二千三百四十一号 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表(岐阜県選挙管理委員会告示第三十八号) 二七七頁上段後から三行目中「第十九」は、「第十九条」の誤り。

(校正誤り)

平成二十四年五月二十五日第二千三百四十八号 資金管理団体の異動事項の公表(岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号) 三四五頁上段後から十二行目中「第十九」は、「第十九条」の誤り。

(校正誤り)

平成二十四年五月二十五日第二千三百四十八号 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表(岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号) 三四五頁下段前から二行目中「第十九」は、「第十九条」の誤り。

平成二十四年六月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社